官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業二）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業五）　二
○木質ペレット燃料の日本農林規格を廃止する件（農林水産七六四）　二
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業七〇）　二
○積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（国土交通六九三）　三
〔その他告示〕
○令和八年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件（消費者庁七）　四
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（同八）　六
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二二五、二二六）　七
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五四）　七
○肥料を登録した件（農林水産七六五、七六六）　七
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同七六七）　八
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（観光庁一〇）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局九〇、九一）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
最高裁判所　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕
官庁事項
日本農林規格（農林水産省）　一一
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、証票無効、公示送達関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　三〇

府　令　・　省　令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（共通経費の配賦基準） **第二十条の二**　機構法第十七条の二第三項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合において、経理すべき事項が当該特別の勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該特別の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年六月十五日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：下関支店 郵便番号：750―0016 所在地：山口県下関市細江町１丁目１番地13号 電話番号：083―223―1151	営業所又は事務所の名称：下関支店 郵便番号：750―0016 所在地：山口県下関市細江町１丁目２番地12号 電話番号：083―223―1151

(2)　変更年月日

令和８年６月15日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第七百六十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、木質ペレット燃料の日本農林規格（令和五年農林水産省告示第七百四十一号）（ＪＡＳ　〇〇三〇）を廃止し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年七月十五日から施行する。

令和八年六月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○経済産業省告示第七十号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年六月十六日から令和八年七月十五日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

○国土交通省告示第六百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第八十条の二第一号の規定に基づき、積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を次のように定める。

令和八年六月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造（建築物又は建築物の構造部分として設けた積層造形型枠（モルタルを積層することにより建築材料、建築物の部分又は建築物を造形する装置を用いて造形された型枠をいう。以下同じ。）の空洞部に縦横に鉄筋を配置し、これにコンクリートを充填して一体化したもの（以下「積層造形型枠一体型鉄筋コンクリート」という。）を耐力壁に用いる構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

第一　階数等

積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　階数が一であること。

二　延べ面積が二百平方メートル以内であること。

三　階高（床版の上面から構造耐力上主要な壁と屋根版が接して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面までの高さをいう。）が三・五メートル以下であること。

第二　材料等

一　積層造形型枠に使用するモルタルの材料は、次に定めるところによらなければならない。

イ　積層造形型枠の凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

ロ　耐久性上支障のある断面の欠損及び強度の低下の生じるおそれのないものであること。

二　積層造形型枠に使用するモルタルの強度は、次に定めるところによらなければならない。

イ　設計基準強度を積層造形型枠と一体化するコンクリートの設計基準強度以上とすること。

ロ　積層造形型枠から切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体（当該積層造形型枠の造形工程と同一の造形工程において造形された造形物から切り取ったものに限る。）の圧縮強度の平均値がイの規定による設計基準強度の数値以上であることを当該積層造形型枠又は当該造形物が造形された日から九十一日以内に確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、これと同等以上に当該モルタルの強度を確保する場合にあっては、この限りでない。

ハ　ロの規定による確認は、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二第二号に掲げる強度試験に準ずる強度試験によること。

三　構造耐力上主要な部分に使用するコンクリートの設計基準強度は、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上とすること。

四　第四第一号に規定する接合部に使用するモルタルは、次に定めるところによらなければならない。

イ　モルタルの設計基準強度は、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上とすること。

ロ　令第七十四条第一項第二号及び第三項並びに昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定は、モルタルが安全上必要な強度を確保していることを確認する場合に準用する。

ハ　ロに規定する強度を求める場合においては、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二各号に掲げる強度試験に準ずる方法によらなければならない。

五　第四第一号に規定する接合部に使用する構造用鋼材は、日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―二〇〇四、ＪＩＳ　Ｇ三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―二〇〇四若しくはＪＩＳ　Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第三　積層造形型枠

積層造形型枠は、次に定めるところによらなければならない。

一　その造形工程が適切に管理されていること。

二　構造耐力上有害な亀裂、欠け、反りその他の欠陥がないものであること。

第四　接合部

一　積層造形型枠一体型壁式鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分をプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部分を含む構造とする場合にあっては、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材相互又はプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材と現場打ち鉄筋コンクリートで造られた部材の接合部（以下「接合部」という。）は、その部分の存在応力を伝えることができるものとしなければならない。

二　接合部の構造は、次に定めるところによらなければならない。

イ　耐力壁相互の鉛直方向の接合部は、ウェットジョイントによるものとし、径九ミリメートル以上のコッター筋によって構造耐力上有効に接合すること。

ロ　接合部に使用する鉄筋及び金物は、防錆上及び耐火上有効に被覆すること。

第五　基礎ばり

基礎ばり（べた基礎又は布基礎にあっては、その立上り部分を含む。以下この第五及び第六第一号において同じ。）は、次に定めるところによらなければならない。

一　基礎ばりは、一体の積層造形型枠一体型鉄筋コンクリートを用いた構造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）又は一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）とすること。

二　基礎ばりの鉄筋コンクリート部分の厚さは、十二センチメートル以上とすること。

第六　床版及び屋根版

構造耐力上主要な部分である床版（以下この第六において単に「床版」という。）及び構造耐力上主要な部分である屋根版（以下この第六において単に「屋根版」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

一　床版及び屋根版は、積層造形型枠一体型鉄筋コンクリートを用いた構造又は鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を床版にあっては基礎ばりに、屋根版にあっては耐力壁及び壁ばりに構造耐力上有効に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造とすること。

二　床版の鉄筋コンクリート部分の厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

第七　耐力壁

一　耐力壁は、次に定めるところによらなければならない。

イ　耐力壁は、釣合い良く配置すること。

ロ　建築物の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、当該建築物の床面積で除した数値（単位　一平方メートルにつきセンチメートル）（以下「壁量」という。）は、十二以上としなければならない。ただし、次の⑴から⑶までに掲げる場合の一又は二以上に該当するときは、当該⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、当該⑴から⑶まで

に定める数値（二以上の⑴から⑶までに掲げる場合に該当するときは、当該二以上の⑴から⑶までに定める数値の積）に十二を乗じた数値（当該数値が七未満の場合には、七）以上とすることができる。

⑴　耐力壁の厚さが十二センチメートルを超える場合　十二に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を、耐力壁ごとの厚さにそれぞれ当該耐力壁の長さを乗じた数値の合計で除した数値

⑵　令第八十八条第一項に規定するＺの数値（以下「Ｚの数値」という。）が一未満の地域の場合　Ｚの数値

⑶　耐力壁に使用する積層造形型枠に使用するモルタル又はコンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートンを超える場合　十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）。ただし、耐力壁の実況に応じた加力実験により耐力壁の破壊の状況を確かめ、かつ、特別な調査又は研究の結果に基づき、積層造形型枠に使用するモルタル及びコンクリートの材料特性を適切に考慮して安全上支障がない数値を定めた場合にあっては、その数値とすることができる。

ハ　耐力壁の鉄筋コンクリート部分の厚さは、十二センチメートル以上とすること。

ニ　縦筋及び横筋の鉄筋比（耐力壁の壁面と直交する断面（縦筋にあっては水平断面、横筋にあっては鉛直断面）における積層造形型枠の断面積とコンクリートの断面積の合計に対する鉄筋の断面積の合計の割合をいう。）は、〇・一五パーセント（プレキャスト鉄筋コンクリートを含む場合にあっては、〇・二パーセント）以上とすること。

二　耐力壁にプレキャスト鉄筋コンクリートを含む場合にあっては、前号の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

イ　耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方メートル以下とすること。

ロ　耐力壁の頂部及び脚部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

第八　壁ばり

壁ばりは、次に定めるところによらなければならない。

一　壁ばりは、積層造形型枠一体型鉄筋コンクリートを用いた構造又は鉄筋コンクリート造とすること。

二　壁ばりの鉄筋コンクリート部分の丈は四十五センチメートル以上とすること。

三　壁ばりは、複筋ばりとすること。

四　壁ばりの主筋は、径十二ミリメートル以上とすること。

五　あばら筋比（はりの軸を含む水平断面における一又は一組のあばら筋の中心を通る直線と相隣り合う一又は一組のあばら筋の中心を通る直線とで挟まれた部分における積層造形型枠及びコンクリートの面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいう。）は、〇・一五パーセント（プレキャスト鉄筋コンクリートを含む場合にあっては、〇・二パーセント）以上とすること。

第九　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○消費者庁告示第七号

令和八年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八条の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和八年六月十五日

消費者庁長官　堀井奈津子

第一　一般財団法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二六年度消費生活アドバイザー資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
次の四日程から選択 令和八年十月三日（土） 十月四日（日） 十月十日（土） 十月十一日（日）	十時三十分から十二時三十分まで 十四時から十六時まで 十四時から十六時まで 十時三十分から十二時三十分まで	択一式及び〇×式試験

（注）　「択一式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式であり、「〇×式」とは、文章の内容について正誤を選択する形式である。

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和八年十一月二十九日（日）	十時から十一時まで	論文試験
	十一時二十分から順次（十分）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験のうち面接試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
四十七都道府県	ＣＢＴソリューションズのウェブサイト（https://cbt-s.com/testcenter/）に掲載されているテストセンター

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
北海道	ｄｅ　ＡＵＮＥ　さっぽろ 札幌市東区北六条東四の一の七
東京都	拓殖大学　文京キャンパス 文京区小日向三の四の十四

愛知県	中京大学　名古屋キャンパス 名古屋市昭和区八事本町一〇一の二
大阪府	大阪南ＹＭＣＡ 大阪市天王寺区南河堀町九の五十二
福岡県	パピヨン２４ 福岡市博多区千代一の十七の一

五　受験申込みの受付期間　通常受験者及び第一次試験免除希望者共に、令和八年七月一日（水）から同年八月三十一日（月）まで

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

一般財団法人日本産業協会　東京都千代田区内神田二の十一の一

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、ウェブサイトを通じた申請にて申し込むこと。

（二）　受験申請には、写真（受験申請の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもの。ファイル形式はＪＰＧ形式、ファイルサイズの上限は５ＭＢ）を提出すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、別途、郵送で消費生活アドバイザー受験サポートセンターへ必要書類を提出すること。

（四）　所定の受験手数料（通常受験（税込一万六千五百円）、第一次試験免除（税込一万三千二百円））は一般財団法人日本産業協会が指定する方法により納付すること。

（五）　受験申込みは、申込期間中に行うこと。

（六）　受験要項は、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百四十円分切手貼付）を同封して、一般財団法人日本産業協会宛てに申し込むこと。

（七）　受験要項の頒布期間は、令和八年四月三十日（木）から同年八月三十一日（月）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　消費生活アドバイザー受験サポートセンター

電話番号　〇三―五二〇九―〇五五三

一〇一―〇〇二二　東京都千代田区神田練塀町三　ＡＫＳビル六階

（二）　一般財団法人日本産業協会

電話番号　〇三―三二五六―七七三一

一〇一―〇〇四七　東京都千代田区内神田二の十一の一

九　資格の付与及び資格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、合格証を交付する。また、第二次試験合格後に登録管理手数料（税込一万一千円）を納付し登録申請を行った者に対し、消費生活アドバイザー資格を付与し、資格を証明する資格証を交付する（当該資格証には、消費生活相談員資格についても記載する。）。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事由により試験を中止する場合、その旨を、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトに掲載するとともに、受験申込時に登録された電子メールアドレスに電子メールを送付する方法により通知する。

第二　独立行政法人国民生活センターにおいて実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二六年度消費生活相談員資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
令和八年十月十七日（土）	十時三十分から十二時三十分まで	マークシート式試験
	十三時三十分から十五時まで	論文試験

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和八年十二月十二日（土） （宮城、神奈川及び大阪） 令和八年十二月十三日（日） （愛知及び福岡）	十時から十七時までのうち指定する時間（十分から十五分程度）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の五月一日現在施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　「論文試験」及び「面接試験」は、（三）の試験科目について出題する。

（注三）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
福島県	コラッセふくしま 福島市三河南町一の二十
茨城県	茨城県水戸合同庁舎 水戸市柵町一の三の一

群馬県	アクエル前橋貸し会議室 前橋市表町二の三十の八　アクエル前橋二階
埼玉県	さいたま共済会館 さいたま市浦和区岸町七の五の十四
千葉県	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町六十六の十八
東京都	ワイム貸会議室高田馬場 新宿区高田馬場一の二十九の九　ＴＤビル
新潟県	新潟テルサ 新潟市中央区鐘木百八十五の十八
福井県	福井商工会議所ビル 福井市西木田二の八の一
岐阜県	岐阜市文化センター 岐阜市金町五の七の二
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 静岡市駿河区馬渕一の十七の一
京都府	京都ＪＡビル 京都市南区東九条西山王町一
和歌山県	和歌山県ＪＡビル 和歌山市美園町五の一の一
広島県	ＲＣＣ文化センター 広島市中区橋本町五の十一
香川県	香川県教育会館ミューズホール 高松市西宝町二の六の四十
福岡県	Ａ．Ｒ．Ｋビル貸会議室 福岡市博多区博多駅東二の十七の五
熊本県	くまもと県民交流館パレア 熊本市中央区手取本町八の九
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 大分市東春日町一の一　ＮＳ大分ビル
沖縄県	沖縄産業支援センター 那覇市字小禄千八百三十一の一

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
神奈川県	川崎市産業振興会館 川崎市幸区堀川町六十六の二十
愛知県	ウインクあいち 名古屋市中村区名駅四の四の三十八
大阪府	新大阪丸ビル新館 大阪市東淀川区東中島一の十八の二十七
福岡県	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東二の十八の三十

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

五　受験申込みの受付期間　令和八年六月十五日（月）から。郵送による申込みの場合は同年七月二十七日（月）、オンラインによる申込みの場合は同年七月三十一日（金）まで。なお、郵送による申込みの場合は、同日の消印があるものまで有効とする。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター　東京都港区高輪三の十三の二十二

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、郵送又はウェブサイトを通じ、受験申込書を提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートル）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付し、郵送すること。写真及び受験手数料払込票をウェブサイトを通じて提出する場合は、所定箇所にアップロードすること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて郵送又はウェブサイトを通じ、提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万四千三百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　郵送により提出する場合、受験申込書等は、簡易書留郵便で送付すること。

（六）　受験申込書及び受験要項は、独立行政法人国民生活センターウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百八十円分切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター教育研修部資格制度課宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書及び受験要項の頒布期間は、令和八年四月七日（火）から同年七月三十一日（金）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク

電話番号　〇四七六―三三―七一五八

受験申込書郵送先　二七〇―一三九一　印西郵便局私書箱七号（日本通信紙株式会社内）

（注）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスクは、令和八年六月十二日（金）から同年九月十五日（火）まで開設する。

（二）　独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度課

電話番号　〇三―三四四三―七八五五

一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三の十三の二十二

九　合格証の交付　試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事情により試験を中止する場合、その旨を、ウェブサイト「消費生活相談員資格試験お知らせサイト」に掲載するとともに、該当する会場における受験を予定している者のうち、受験申込時に電子メールアドレスを登録した者に対し、電子メールを送付する方法により通知する。

○消費者庁告示第八号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年六月十五日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	事差止所請の求所関係在地業務を行う	更認定新をの有しし効た期日間の
ひょうご消費者ネット特定非営利活動法人	神戸市中央区下山手通母子五丁目7番11号兵庫県庁内	神戸市中央区下山手通会館2階11号兵庫県庁内	令和八年五月二十六日

○総務省告示第二百二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十五日　総務大臣　林　芳正

一　名称　令和八年度多国間訓練（カーン・クエスト26）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年六月十六日から令和八年七月四日まで
三　派遣人数（概数）　七十人程度
四　派遣地域　モンゴル国

○総務省告示第二百二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十五日　総務大臣　林　芳正

一　名称　米国主催多国間共同訓練（ヴァリアント・シールド2026）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年六月十六日から令和八年七月二日まで
三　派遣人数（概数）　四百五十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州

○法務省告示第五十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月十五日　法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　山崎　耕史

○農林水産省告示第七百六十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年四月二十七日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年六月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110148号	化成肥料	MIRAIStar300	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110150号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合070―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110165号	汚泥肥料	かんとりースーパー岩木川	株式会社S&K青森	青森県弘前市大字馬屋町３番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110137号	液状肥料	微量要素入りカルシウム液肥11号	株式会社アグリスタ	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目15番５号
生第110138号	被覆窒素肥料	被覆尿素B35―１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第110139号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り複合塩加燐安707	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110142号	配合肥料	カルパワーNK77号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第110147号	配合肥料	NH・TK１号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第110149号	配合肥料	NH・TK３号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第110158号	配合肥料	田んぼの守配合肥料	全農アグリウエスト株式会社	広島県広島市南区出島一丁目32番82号
生第110160号	化成肥料	新東有機入り園芸化成054	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第110170号	化成肥料	ほう素マンガン入り馬鈴888	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第110171号	化成肥料	大豆化成420号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第110173号	化成肥料	尿素ほう素入り野菜元肥201	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第110174号	化成肥料	尿素苦土入り野菜追肥049	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第110175号	化成肥料	馬鈴薯化成S30号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第110176号	成形複合肥料	粒状固形肥料026	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第110129号	配合肥料	TGアンカーCE 950 FRM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第110133号	魚かす粉末	魚粉	有限会社プラウヌ	兵庫県神戸市兵庫区三川口町三丁目３番３―301号
輸第110134号	被覆窒素肥料	B025	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第110135号	被覆窒素肥料	B026	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第110136号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニアＩ	株式会社日誠産業	徳島県阿南市津乃峰町新浜33番地10
輸第110144号	副産動植物質肥料	乾燥コーンエキス８号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第110177号	水酸化苦土肥料	水酸化苦土59.0	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110178号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム16	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第110179号	化成肥料	化成肥料１号	奥村商事株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第七百六十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年五月十一日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年六月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110164号	化成肥料	長島１号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110172号	汚泥肥料	ふかふか大地	有限会社県南エコサービス	山形県南陽市鍋田1934番地の７
生第110181号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合007―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110183号	化成肥料	有機入り化成888―J	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110186号	汚泥肥料	かんとりースーパー枕崎	株式会社サニウェイ	鹿児島県枕崎市岩戸町22番地
生第110191号	液状肥料	京都農販液肥１号	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第110192号	液状肥料	イールドパワーモデル核酸	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110159号	化成肥料	ジシアン入り化成肥料480号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第110169号	化成肥料	マザー化成10―27―15CP	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110180号	化成肥料	YA有機入り化成肥料880号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第110190号	液状肥料	イールドパワーモデルグリシン	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第110193号	化成肥料	硝酸化成抑制材入り高度化成753Cu	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
輸第110157号	副産肥料	HSRALLY	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第110161号	混合石灰肥料	海藻エキス・牡蠣殻混合石灰肥料	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110162号	副産動植物質肥料	海藻粉末Ⅱ	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110163号	副産動植物質肥料	海藻エキス	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110166号	腐植酸苦土肥料	B018	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第110167号	化成肥料	アグロ有機入り化成14―14―14	株式会社東洋アグロ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地２
輸第110197号	尿素	尿素	OPOR株式会社	東京都板橋区大門９―１
輸第110198号	化成肥料	化成肥料３―０―45	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110199号	液状肥料	オルガミンMCR	株式会社パルサー・インターナショナル	東京都八王子市城山手１丁目31番１号
輸第110202号	化成肥料	微量要素入り化成14―14―14	広成通商株式会社	福岡県福岡市東区多の津１―14―１
外第110203号	液状肥料	K―SON液状けい酸肥料	セターンバイオテク株式会社	大韓民国江原特別自治道横城郡公根面アイティバレーギル62
			玄海農財通商合同会社（国内管理人）	福岡県福津市中央五丁目６番30号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第七百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令

和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第十　（略）

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,800トン

二・三　（略）

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、津東通商　株式会社（登録研修機関第七十二号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年五月十五日

三　研修業務を廃止しようとする理由　今後の旅程管理研修業務の開催を見込んでいないため

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
大和郡山市横田町一三七四番三から天理市南六条町元柳生方八七番一まで	前	一六・四四～五三三・八八メートル
	後	一六・四四～五三三・八八メートル〇・二七八〇・二七八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市横田町一三七四番三から天理市南六条町元柳生方八七番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十五日

和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第十　（略）

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,000トン

二・三　（略）

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

議決通知

六月十一日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚、徳本広孝及び野田崇を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害等調整委員会委員に横田信孝及び大橋洋一を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員長に小川秀樹を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は土地鑑定委員会委員に横山美夏、永山篤史、浅見裕子、川添義弘、藤澤美惠子、坂本圭及び杉浦綾子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に伊藤裕康、田口晴邦及び高橋明子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

六月十一日委員長から提出した議案は次のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

議案送付

六月十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知

六月十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電気事業法改正案の融資制度に関する質問主意書（田嶋要提出）

元議長死去

元衆議院議長河野洋平君は、六月八日死去された。

参議院

議事日程

六月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

令和八年六月十二日（金曜日）

午前十時開議

第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

六月十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

議案受領（予備審査）

六月十一日衆議院から次の議案が送付された。

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外十名提出）（衆第一二号）

通知書受領

六月十一日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

報告書提出

六月十一日委員長から次の報告書を提出した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）
審査報告書
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）審査報告書
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）審査報告書
産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

人事異動

最高裁判所

尼崎簡易裁判所判事　植屋　伸一
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　伊葉　匡功
尼崎簡易裁判所判事に補する（以上六月十日）

○定年退官
簡易裁判所判事田中俊次は六月九日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する（各通）　関　正紀　藤井　嘉文
従五位に叙する（各通）　掛田　恭弘　中田　裕
従五位に叙する（各通）　荒井　孝　菊地　紘
北澤　貴樹　松藤　進
正六位に叙する（各通）　小田　和生　小野瀬　光　鈴木　克明
瀬谷　文男　竹原　正義　田中　信人
田中　幸則　西口　禎秀　西中　政雄
長谷川義久　花田豊太郎　東　達大
松枝　和男　南谷　良一
従六位に叙する（各通）　高橋　弘
正七位に叙する　長田　浩平　武市　昇
従七位に叙する（各通）（以上五月七日）
（高知大学名誉教授）　篠原　義彦
従四位に叙する　河田　達郎
正五位に叙する　内山　勝　木村　精志
鈴木　勝男　三木惠美子
高村　浩　玉越　義巳
森　正勝　森本　克廣
正六位に叙する（各通）
（法務事務官）　川井　秋男　川原　幸久
塩見　哲夫　中村　忠夫
堀　廉子　森江　秀昭
従六位に叙する（各通）　久保　明道　渡邊　政
正七位に叙する（各通）（以上五月八日）　小林　共平
亀井　浩明
古森　八郎
長谷川敏子
従四位に叙する（各通）　森　惇　森平　倫生
従五位に叙する（各通）　末田　洋一　村山　鉦幸
正五位に叙する（各通）　安達　前
従五位に叙する　小野寺勝明　豊田　菊枝
長沼　公彦　成田　實
正六位に叙する（各通）　天井　孝二　居城　憲介　女屋　益夫
佐藤　好郎　當山　盛光　西　巖
前田　正光
従六位に叙する（各通）（以上五月九日）
（宇都宮大学名誉教授）　岩下　嘉光
正四位に叙する　蓮川　貢
（防衛大学校名誉教授）　中村　三郎
従四位に叙する　服部　惠龍
正五位に叙する（各通）　尾島　保彦
従五位に叙する　大羽澤榮子　岡本　一美
畠中　治男　南川　正治
正六位に叙する（各通）
（法務事務官）　倉本　信幸　小間　英二
田邉　義郎　富田　博
長谷川　進　元村　保郎
従六位に叙する（各通）　瀧澤　良子　遠藤　吉雄
正七位に叙する（以上五月十日）　名塚　克則　種茂　正幸
従六位に叙する　藤原　勝栄　村上　安廣
池田　好典　山田　泰彦
正七位に叙する（以上五月十二日）
○叙勲
旭日双光章を授ける　平山　茂
旭日単光章を授ける（五月七日）　高橋　篤
旭日双光章を授ける　氏岡　博
旭日単光章を授ける（以上五月八日）　小島　洋征　小野澤政治
旭日単光章を授ける（各通）（五月九日）　湯田　良一
旭日単光章を授ける（五月十日）　菊地　紘　田中　幸則
瑞宝双光章を授ける（各通）　東　達大　南谷　良一
長田　浩平　高橋　弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月七日）
（高知大学名誉教授）　篠原　義彦
瑞宝中綬章を授ける　河田　達郎
瑞宝小綬章を授ける　木村　精志　中村　忠夫
長谷川敏子　半田　禮治　堀　廉子
森江　秀昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　川原　幸久
瑞宝単光章を授ける（以上五月八日）　佐藤　好郎　豊田　菊枝
成田　實　西　巖
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月九日）　岡本　一美　倉本　信幸　富田　博
瑞宝双光章を授ける（五月十二日）　名塚　克則　畠中　治男　南川　正治
瑞宝単光章を授ける（以上五月十日）　村上　安廣　山田　泰彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
（法務事務官）　遠藤　吉雄
瑞宝単光章を授ける（五月十四日）　山口　秀博
オランダ王国皇太子　カタリナ・アマリア王女殿下　藤原　勝栄
大勲位菊花大綬章を贈進する
オランダ王国王女　アリアーン王女殿下
同国妃　ローレンティン妃殿下
宝冠牡丹章を贈進する（各通）
オランダ王国王室府長官　シー・ブレードフェルド
同国首相兼総務大臣　ロブ・イェッテン
同国外務大臣　トム・ベーレンドセン
同国上院議長　メイ・リー・フォス
同国下院議長　トム・ファン・カンペン
本邦駐箚オランダ王国特命全権大使　ヒレス・アルナウト・ベスホー・プルフ
旭日大綬章を贈与する（各通）
オランダ王国女官長　ビビ・ファン・ザウレン・ファン・ナイエフェルト・デン・ベール・ポールトゥヘール
同国国王陛下付侍従武官長、海軍少将　ルドヘルス・フーベルトゥス・イフナティウス・ブルメラール
同国アムステルダム市長　フェムケ・ハルセマ
同国ハーグ市長　ヤン・ヘンドリクス・コーネリス・ファン・ザーネン
旭日重光章を贈与する（各通）
オランダ王国外務省儀典・駐在国関係部長　ガブリエラ・サンシーシ
同国国王陛下・王妃陛下首席秘書官　ブラム・ヒレ
同国王室厩舎長、陸軍大佐　ハンス・クリスティアーン・フェーンハイゼン
同国国家情報総局副局長　フレーク・マンシュ

旭日長易同 間易同 隊同 監同 兼同 監同 海同 報報 次易同 陸同 監同 開兼同 国本 同 同 事務 同 同 大勲 会ベ 代同
旭日中綬章を贈与する（以上六月五日）
国・国開外 局開発務 国総・国 隊長国 督宮、王宮 外国交顧宮 督宮、王宮 軍国太王宮 道ル道・広報王宮 官・開発務・国 軍国中王宮 督宮、王宮 特命全権大使 旭日大綬章を贈与する（各通） 務ル総長王国王宮 同大使 会ベ上ル院議長 代同理国王室官房
協・省対外 協・省三外 間開発務 警備 問副官 軍国太王宮 局長国王宮 省対外 将府武官長 将府軍中将費 大使 旭日重光章を贈与する（各通） 府儀典長 府官房長 国連邦議会下院議 国連邦政府首相 府官房長 府副長官 フランス・プリンセス
力・対外 力・省三外 警備 施設 顧問府 儀典長 局長 力・対外 ヒド・ハート 問題・相 協力・相 旭日中綬章を贈与する（各通） 国連邦議長王国 アジア・ドミニク・クーリンゲ
ヴピエール・カルトゥイユ スビルジット・ステヴァン ペーテル・ヴァン・ダム フィリップ・オガール ペーテル・クラース ペウム・ドゥ・ヴレース ヴピエール・バート ゲザビエ・バート ヘラ・ゲンティス ハリルクック・ドゥ・マース 官房長 ヴァンサン・ウシオ 王室 ベーベル・バート 王宮府 アントワン・エヴラー 大使 ヴァンサン・ブロンデル 王国連邦議会下院議 エリザベート王女殿下 ミル・ヘヤム・エスター・デ ンミル・ヘヤム・エスター・デ 従佐陛下付侍 官、国王陛下付侍 武同 公ベルギー王国プラバ ンミル・ヘヤム・エスター・デ

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フィリピンの独立記念日につき、六月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

日本農林規格

令和８年６月15日に下記の日本農林規格を制定したので、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第７条の規定に基づき公示し、令和８年７月15日から施行する。

令和８年６月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

制定された日本農林規格

木質ペレット燃料の日本農林規格　ＪＡＳ　0030

公告

諸事項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社ディア四日市

２．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　主計

３．住所　三重県四日市市浜田町５番Ｂ１号

４．上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、令和８年８月24日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第７による申出書に当該申出に係る権利を有することを証する書面を添え、次に掲げる箇所に提出されたい。

（提出先）

名古屋市中区三の丸三丁目３番１号

東海財務局理財部金融監督第四課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除斥される。

令和８年６月15日

東海財務局長　吉田　昭彦

証票無効

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条第２項の規定による検査票

令和７年７月10日交付　第併７－000000002号

阿南税務署　財務事務官　中山　起良　名義分

令和７年12月１日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和８年６月15日　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
徳島県阿南市宝田町荒井２０番地
清算株式会社　株式会社ＫＳ商会
代表清算人　坂本　宗彦
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所阿南支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3009号
大阪市中央区道修町一丁目６番７号ＪＭＦビル北浜０１（９階）
清算株式会社　株式会社ＨＮ
１　決定年月日　令和8年6月1日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２０６９号
東京都品川区西五反田五丁目７番３号
清算株式会社　HiCustomer株式会社
１　決定年月日　令和８年６月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００９号
東京都千代田区神田東松下町17番地13
清算株式会社　ワイケーホールディングス株式会社
代表清算人　岡本　成道
１　決定年月日　令和８年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目８６番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口信幸
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和８年３月１６日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の０．０８６８９１８％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項に適用するものとする。
札幌地方裁判所小樽支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十四頁（号外第六号）

令和八年六月十五日

東京都品川区大井一丁目四七番一号

（甲）株式会社ＳＩＣテック

代表取締役　倉石　晃壮

東京都品川区大井一丁目四七番一号

（乙）株式会社ＳＩＣマーケティング

代表取締役　倉石　晃壮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇一番地―二八〇八号

（甲）合同会社黒澤建物

代表社員　黒澤　洋史

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇一番地―二八〇八号

（乙）合同会社岩手レストランサービス

代表社員　黒澤　洋史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年七月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外第十八号）

令和八年六月十五日

京都府京都市下京区因幡堂町六五五番地

（甲）株式会社ＯＶＯ

代表取締役　南條　義徳

京都府京都市下京区因幡堂町六五五番地

（乙）株式会社スタイルガーデン

代表取締役　齋田　浩希

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十七頁（号外第十八号）

令和八年六月十五日

京都府京都市下京区因幡堂町六五五番地

（甲）株式会社ジェイ・エス・ビー

代表取締役　森　高広

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号

（乙）株式会社Ｍｅｗｃｋｅｔ

代表取締役　諏訪原亮一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の農業事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十五日

北海道岩見沢市栗沢町北斗四八二番地三

（甲）株式会社エスフィールド

代表取締役　東海林　徹

北海道岩見沢市栗沢町北斗四八二番地三

（乙）有限会社東海林産業

取締役　東海林　徹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日新電装株式会社（乙、住所愛知県春日井市下条町字北吉田八五〇番地）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、当社の総社員の同意は令和八年五月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十八日

掲載頁　九十一頁（号外第一一八号）

令和八年六月十五日

愛知県春日井市下条町八五〇番地

日新ホールディングス合同会社

代表社員　河野　秀紀

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社東宝紙器（乙、住所大阪市城東区関目二丁目一四番二五号）の事業全てに関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　三頁

令和八年六月十五日

大阪市城東区関目二丁目一四番二五号

東宝紙器株式会社

代表取締役　**吉田**　和政

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社東和印刷紙器（乙、住所大阪市中央区（大阪市東区谷町五丁目二二番地）の事業全てに関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　三頁

令和八年六月十五日

大阪市城東区関目二丁目一四番二五号

東宝紙器株式会社

代表取締役　**吉田**　和政

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の管理、有価証券の保有事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十五日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇一番地―二八〇八号

（甲）株式会社ＳＩＣテック

代表取締役　倉石　晃壮

東京都品川区大井一丁目四七番一号

（乙）株式会社ＳＩＣマーケティング

代表取締役　倉石　晃壮

新設分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

当社は、新設分割により新設する株式会社オザワ（住所千葉県印西市瀬戸二一七一番地）に対して当社の営業事業に関する権利義務を、同じく新設する株式会社マニュプロダクト（住所千葉県印西市瀬戸二一七一番地）に対して当社の製造事業に関する権利義務を、それぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十五日

千葉県印西市瀬戸二一七一番地

有限会社小澤製作所

代表取締役　小澤　隆美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

東京都渋谷区道玄坂一―一〇―八　渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ｍｉｘＬＡ

代表社員　藤原美菜子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　六十七頁（号外第一二六号）

令和八年六月十五日

東京都杉並区下井草三丁目三三番二号

さくらマネジメント株式会社

代表取締役　飯田　美桜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＴＡＭＡＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

愛知県安城市住吉町一丁目二番四号

合同会社ＴＡＭＡＩ

代表社員　玉井　秀一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はギブアンドギブ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

名古屋市緑区平手南一丁目一四〇八番地の一

ギブアンドギブ合同会社

代表社員　見谷　幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

大阪府大阪市福島区吉野三丁目二六番一五―七〇六号

合同会社發設

代表社員　神﨑　晶彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社スターレットとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

愛媛県松山市山越五丁目九番二七号

ハチゴビル三〇一号

合同会社スターレット

代表社員　岡田　翔偉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

高知市宝町五番四号　合同会社Ｅｖｅｒ

代表社員　永尾　行一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇六号）

令和八年六月十五日

神奈川県伊勢原市高森三丁目四番二一号

株式会社ＴＣＩ産業

代表取締役　鳥潟　等

資本金の額の減少公告

当社は、資本金二千万円のうち一千万円を減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kokusai-glass.co.jp

令和八年六月十五日

大阪府豊中市勝部一丁目一番四五号

国際特殊硝子株式会社

代表取締役　村田　尚文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　八十頁（号外第二七七号）

令和八年六月十五日

福岡市博多区博多駅東一丁目一八番二五号

ＷＩＴＨＤＯＭ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　南郷　克英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六十万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kiire-kufc.com/

令和八年六月十五日

鹿児島市与次郎一丁目一〇番二一号―五Ｆ

株式会社ＫＭＰ

代表取締役　徳重　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千八百二十三万四千五百六十五円、資本準備金の額を一億四千六百六十三万七百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.aba-lab.com/

令和八年六月十五日

千葉県八千代市大和田新田一〇五四番地二〇〇

株式会社ａｂａ

代表取締役　宇井　吉美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千九百九十七万二千四百五十円、資本準備金の額を十億五千百九十七万三千三百九十五円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十七日であり、株主総会の決議は令和八年七月十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月十五日

千葉県千葉市中央区中央三丁目三―一

株式会社Ｌｉｂｅｒａｗａｒｅ

代表取締役　関　弘圭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九百九十九万八千二百五十円、資本準備金の額を二十五億七百九十一万千百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　五十四頁（号外第二五八号）

令和八年六月十五日

横浜市港北区新横浜二丁目六番地二三

株式会社ＬＩＮＫ―ＵＳ

代表取締役　光行　潤

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月一日を基準日と定め、同日零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十五日

東京都江東区毛利二丁目九―二〇

株式会社ＣＲＥＯＫ

代表取締役　桜井　吉男

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年七月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十五日

東京都新宿区筑土八幡町二番一号

ＥＰＳホールディングス株式会社

代表取締役　厳　浩

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十五日

滋賀県野洲市吉地七〇一番地三

近江ＯＦＴ株式会社

代表取締役　田中　政浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

宮城県塩竈市尾島町二七番二三号

宮城ケーブルテレビ株式会社

代表取締役　稲井　謙一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル三一階

ロールス・ロイスジャパン株式会社

代表取締役　神永　晋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年六月十五日

東京都杉並区高円寺北二丁目三番二号

株式会社リイド社

代表取締役　齊藤　哲人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

東京都墨田区錦糸三丁目五番七号

小池商事株式会社

代表取締役　小池　英夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

滋賀県野洲市吉地七〇一番地三

近江ＯＦＴ株式会社

代表取締役　田中　政浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

大阪市中央区平野町二丁目三番七号

キンセイマテック株式会社

代表取締役　髙橋　哲彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

鳥取県鳥取市天神町三番地

鳥取トヨタ自動車株式会社

代表取締役　米原　良

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

島根県松江市浜乃木七丁目九番七号

株式会社システムデザイン・アクティ

代表取締役　石本　光史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

熊本市中央区九品寺六丁目二番三五号

富田薬品株式会社

代表取締役　富田　久雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十五日

大分県日田市竹田新町一番一号

日田石油販売株式会社

代表取締役　瀬戸亨一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル二一階

６５トウキョウ２０ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田哲雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月十五日

東京都千代田区神田三崎町三丁目一〇番一〇号

ハシポール・カンパニー・リミテッド

日本における代表者　池田　哲雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林由希恵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

鹿児島市谷山中央一丁目六一番三九号

Solid Medical&Safety System Ltd.

日本における代表者　林　由希恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年六月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　さざんか特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年六月五日掲載（号外第一二五号）のデノラ・ペルメレック株式会社に係る第五十七期決算公告中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十五日

神奈川県藤沢市遠藤二〇二三番地一五

デノラ・ペルメレック株式会社

代表取締役　大倉　誠

訂正公告

令和八年五月二十八日（号外第一一八号九十一頁）掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、効力発生日「令和八年七月一日」とあるは「令和八年八月一日」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十五日

愛知県春日井市下条町字北吉田八五〇番地

日新電装株式会社

代表取締役　河野　秀紀

取消公告

令和八年五月十五日（号外第一〇八号）掲載の第七十八期決算公告は取消します。

令和八年六月十五日

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町二二七四番地一

佐賀ダイハツ販売株式会社

代表取締役　鈴木　透